4月の
昭和53年3月25日　No.92
福生
市のお知らせ
■発行 福生市　■編集 庶務課広報係　☎51-1511 内線243

チャイム放送 5時15分に変更

四月一日から、市のチャイム放送が、午後五時十五分に変わります。

今まで、冬時間の午後四時四十分に、子供たちに帰宅を知らせるチャイム放送をしていましたが、四月一日から十月三十一日まで、夏時間の午後五時十五分に変わります。

放送後も、子供たちが外で遊んでいるのを見かけましたら、一声かけて帰宅をうながしてください。みなさんの力で健全な青少年を育てましょう。

小・中学生 就学費を援助

教育委員会では、小・中学生の就学費を援助しています。

家庭の経済的理由により、生活が苦しく、児童、生徒の就学費が思うようにならない場合に、ご利用ください。

援助の対象となるのは、学用品費、修学旅行費、学校給食費などです。

くわしくは、学校または教育委員会学務課学務係（☎52－5511）へお問い合わせください。

市役所組織改正 四月から部制に

四月一日から部制が施行され、市役所の組織が変わります。

これに伴って、各課と係の名称や配置、内線電話番号が大幅に変わり、次のとおりになります。

なお、収入役室会計課（本庁舎一階）、議会事務局（本庁舎三階）監査委員会事務局（第二庁舎一階）教育委員会事務局（市民体育館内）及び水道事務所（武蔵野台二－三二）の配置は、いままでどおりです。

くわしい配置図や名称については、広報四月号でお知らせします。市役所においでの際、おわかりにならないときは、本庁舎一階正面の案内係をご利用ください。

□本庁舎一階
市民部……市民課、経済課、衛生課、企画財政部企画財政課の一部（広報広聴係）
福祉部……保険年金課、福祉事務所

□本庁舎二階
企画財政部……企画財政課、税務課
総務部……秘書室、庶務職員課、管財課
建設部……土木課
選挙管理委員会事務局
□第二庁舎（本庁舎の裏）
建設部……都市計画課、下水道課

52年10月1日～53年3月31日生まれの赤ちゃんに 市の木プレゼント

昭和五十二年十月一日から昭和五十三年三月三十一日までに生まれた赤ちゃんに、出生記念樹として、市の木モクセイの苗木をプレゼントします。

該当される方には、はがきで通知いたしますので、次の会場でお受け取りください。はがきが届かない方は、母子手帳など出生を証明するものを持って、該当会場でお受け取りください。

なお、当日会場においでになれない方は、四月十四日（金）午前九時から午後五時まで、または十五日（土）午前九時から正午までに市民部経済課農業緑化係へおいでください。

配布日時・会場
四月十二日（水）午前九時～正午
若葉保育園……武蔵野、武蔵野第二、福東
福祉会館……玉川台、富士見台
福栄、熊牛、牛一・二、原ケ谷戸
四月十二日（水）午後一時三十分～四時
第五小学校……福生団地
第二小学校……南、内出、鍋一鍋二、福生熊川住宅
四月十三日（木）午前九時～正午
第二中学校……加美平住宅
すみれ保育園……本六、本七、本八の第一、第二、武蔵野台一丁目
四月十三日（木）午後一時三十分～四時
第四小学校……加美一・二、永田、長沢二
市役所前庭……志茂一・二、長沢一、本一・二・三、中央

賦課区域内 権利者の方も申告を
下水道受益者負担金

昭和五十三年度から、下水道事業受益者負担金制度を採用しますので、下の図内の方から、所有地の申告を二月中にしていただきました。

それを基に、四月十五日までに土地を貸りているなどの権利を、お持ちの方に、申告をしていただきます。

申告用紙は、四月五日ごろまでにお送りします。用紙が届かなかったり、ご不明の点がありましたら建設部下水道課管理係へお問い合わせください。

権利をお持ちの方とは＝他人の土地に、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（建物の所有を目的としない地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利にかかる使用で、その契約に存続期間の定めのないもの又は存続期間が十年未満のものは除く）を持っている方です。この場合、権利者が受益者負担金を負担することになります。

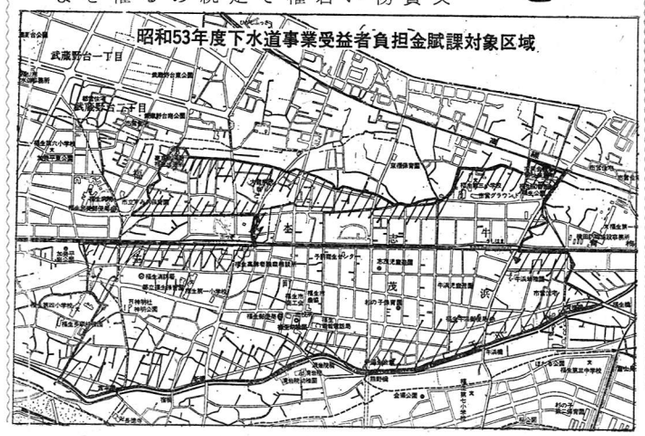

法律相談 4月から3回に

四月から法律相談が、月三回になります。

相談日は、水曜日で今までどおりで、四月は十二・十九・二十六日です。時間は午前十時から午後三時まで、受付は、電話で先着八人までです。

固定資産税 納税通知書は5月に

例年、固定資産税は、四月に納税通知書をお送りしていますが、昭和五十三年度分は、五月に納税通知いたします。

これは、今年の地方税法の一部改正の中で、都市計画税率の改正が見込まれており、法律改正が三月末頃になることと、法律改正後に市条例も改正を予定しているためです。なお、第二期分以降は、従来通り六、八、十二月です。

お問い合わせは、企画財政部税務課資産税係へ。

毎月一日に変更 青果物安売デー

毎月第二・四土曜日に行っていた青果物の安売デーは、四月から「青果の日」として、毎月一日に変わります。

参加店には、緑の「のぼり」が出ますので、ご利用ください。

4月から毎月第2木曜日 緑の相談日開設
野菜から植木まで

市では緑化計画に基づいて緑を守り育てる運動を行っています。

その一つとして四月十三日から十一月三十日までの、毎月第二木曜日に〝緑の相談日〟を開きます。

この緑の相談日は、市民のみなさんが樹木や草花を育てたり、野菜や果物などを作るときに起る問題や上手に作るコツは何かという質問にお答えする所です。どんなことでもお気軽にご相談ください。

相談時間は午後一時から四時まで、場所は市役所市民相談室です。

簡単な質問には、電話でもお答えします。

春休み 子供を事故と非行から守ろう

春休みは、学校から開放されて大変楽しいもの。しかしその反面子供たちの気のゆるみから生活が不規則になり、思わぬ事故や問題行動を起しがちです。

非行や事故は、家庭でのチョットした注意で防げます。楽しい春休みが過せるように子供たちに、温かい目を向けましょう。

4月の無料相談

法律相談　四月十二日（水）・十九日（水）・二十六日（水）午前十時～午後三時（受付は相談日の六日前から電話で先着八人）市民の方優先です。

人権行政相談　四月五日（水）午後一時～四時

交通事故相談　四月二十日（木）午後一時～四時

職業相談　毎週火曜日午後一時～四時

少年相談　四月十四日（金）二十八日（金）午前九時～午後五時
・予約制です。当日は四時までに☎51－1511へ。
相談日以外は、警視庁立川少年センター☎0425－22－6938）へ。

※　いずれの相談も会場は、市役所一階市民相談室です。

心配ごと相談　四月五日（水）・十五日（土）・二十五日（火）午後一時～四時　会場　福祉会館

心身障害者相談　四月十五日（土）午後一時～四時　会場　福祉会館

母子相談　毎週月・水・金　午前九時～正午　会場　市役所内福祉事務所

児童相談　毎週月曜日　午前九時～正午　会場　市役所内福祉事務所

教育相談　毎週火曜日（体育館は休館日ですが、教育相談は行います）　午後二時～四時　会場　市民体育館内相談室
・予約制です。☎52－5511へ

市民相談・消費者相談　毎日　午前八時三十分～午後五時（土曜日の午後、日曜日、祝日は除く）　会場　広報広聴係

毎月第3日曜日 体育館個人利用日

四月から、体育館の個人利用者専用日が、いままでの第四日曜日から第三日曜日に変わります。

利用できる時間は、午前九時から午後九時まで。種目は卓球、バドミントン、トレーニングです。

料金は大人四十円、小人（中学生以下）二十円。くわしいことは、市民体育館へ。☎52－5511

4月の母子衛生行事

三か月検診　四月四日（火）　該当児　昭和五十三年一月生まれのお子さん

三歳児検診　四月二十五日（火）　該当児　昭和五十年三月生まれのお子さん

受付時間　いずれの検診も午後一時三十分～二時三十分

会場　福生保健所

お問い合わせ　いずれも福生保健所☎51－0811

※　各検診とも母子手帳をお忘れなく。

4月の予防接種

四月の予防接種は、三種混合接種と生ワクチン投与です。

問診書と予定書を、まだお持ちでない方は、母子手帳をお持ちの上、市民部衛生課健康管理係窓口までおいでください。

三種混合

受付時間　午後1時40分～2時50分
会　場　予防衛生センター

日	曜	該当地区	該当児	説明
20	木	福生団地．福生熊川住宅．加美平住宅	昭和52年12月31日までの出生者で、1．2回目を受ける乳幼児	昭和52年7月1日～昭和52年12月31日までの出生者は、今回から受けてください。
25	火	熊川全地区（福生団地．福生熊川住宅除く）		
26	水	福生全地区（加美平住宅除く）		
28	金	全地区		

生ワクチン投与

日	曜	該当地区	該当児	説明
10	月	福生団地．福生熊川住宅．加美平住宅	昭和51年3月31日までの出生者で1期1．2．3回目及び2期を接種する子供	百日咳．ジフテリア．破傷風の混合接種で、初回者は3回受けて完了とし、追加は3回目から1年から2年のだ間に受けてください。
11	火	熊川全地区（福生団地．福生熊川住宅除く）		
12	水	福生全地区（加美平住宅除く）		
14	金	全地区		

該当地区の欄の全地区とは、該当日に都合がつかない方と、他市町村より転入して来て、まだ自分の該当地区がわからない方が対象ですので、その他の方は、なるべく指定日においでください。

問診書は、必ずペンまたはボールペンで記入し印かんを押してください。出がけに体温を計り、記入することもお忘れなく。

献血にご協力を

日時＝四月五日（水）午前十時～正午、午後一時～三時　場所＝市役所前庭　献血のできる方＝満十六歳から六十四歳までの方で、男性は体重が四十五キログラム以上女性は四十キログラム以上。また前回の献血から一か月以上たっていること。

※六・九・十・十二月の毎月五日と来年の二月五日にも予定していますので、ご都合の上、ご協力をお願いします。

国民年金だより

請求しないと支給されません

年金は、本人からの請求があって、はじめて支給されます。

国民年金の老齢年金や通算老齢年金を、受ける権利が発生したときは〝裁定請求書〟を出して、年金を受ける請求をしてください。

年金の支給は、請求してから三か月位です。

〝裁定請求書〟に記入間違いなどがありますと、それだけ支給が遅れます。手続きについては、年金手帳と印かんをお持ちの上、保険年金課年金係へお問い合わせください。

納め忘れいますぐ納入を

昭和五十二年度分で、国民年金かけ金の未納がある方は、今すぐお近かくの金融機関で納めてください。特に任意加入者で未納の場合は、大変不利益となりますので納入されるか、または年金をやめる手続きをしてください。

●年金は請求をしないと支給されません。
年金は　本人からの請求手続きによって下の図のように支払われます

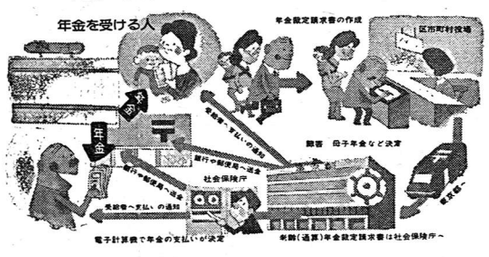

処分地をナガークもたせるために

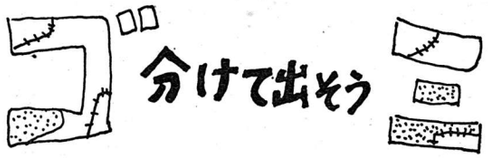

分けて出そう

このままゴミの量が増え続くと、市内はゴミの山だらけになってしまう……

すでに確保してあるゴミの処分地も、ゴミ量の増加でどんどん埋まってしまっています。新しい処分地の確保も難しい現在、いかにゴミの量を減らし、処分地を大切に使っていくかが問題なのです。

少しでもゴミ量を減らすために、市では燃えるゴミと燃えないゴミに分け、その中から、資源として使える空カン、空ビンなどを分けています。しかし、燃えるゴミの中の雑誌や新聞、ダンボールは分けられませんので、ゴミと一緒に出す前に、資源回収業者に出すようご協力ください。

ゴミの中には資源がたくさん含まれています。本当のゴミは、いつもみなさんが出しているゴミの内の3分の1にもなりません。

出す前に、もう一度考えてみましょう。そして本当のゴミと資源になるゴミを分けましょう。

4月のカレンダー

日	曜	行事・こよみ
1	土	青果の日
2	日	4月1日から使用できます テニスコート
3	月	冬の期間使用できなかった、南公園・武蔵野台テニスコートが4月1日から使用できます。ご利用ください。申込みは教育委員会社会体育係へ。☎52―5511
4	火	
5	水	
6	木	小学校入学式
7	金	世界保健デー　中学校入学式
8	土	花まつり
9	日	早春ハイキング（倉戸山）
10	月	
11	火	メートル法公布記念日
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	
19	水	
20	木	逓信記念日
21	金	
22	土	
23	日	NHKのど自慢（市民会館午後1時）
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	
29	土	天皇誕生日
30	日	

お貸しします

鍋二家庭菜園

貸出区画＝百五十区画　貸出期間＝五十三年四月二十三日～五十五年三月三十一日　費用＝約一千五百円（使用期間中の菜園自主管理費、ゴミ処理費）　申込先＝四月三日から十日までに、印かんをお持ちの上、市民部経済課農業緑化係へ。

ワンちゃんにも

狂犬病予防接種

犬の狂犬病予防接種を行います。料金は一千四百円（登録・注射代等）です。犬を飼っている方は必ず登録と注射を受けてください。特に生後九十日を過ぎても、登録と注射を受けていない犬は野犬として取り扱われますのでご注意ください。

なお、犬の放し飼いは、大変危険です。おやめください。

日時・会場

五月一日（月）　熊川神社＝午前九時三十分～十時四十分　熊川中央会館＝午前十一時～正午

市民会館下公園＝午後一時三十分～三時

五月二日（火）

市役所＝午前十時～十一時三十分　第六小学校横公園＝午後一時～二時　第四小学校＝午後二時二十分～三時十分

※犬はきれいにして、大人の人が連れてきてください。

募集します

若い市民の講座

▼フォークダンス教室

日時＝四月八日（土）午後七時から　以後毎週土曜日　全五回　場所＝公民館三階第五集会室　指導＝久保誠二氏　申し込先・お問い合わせ＝四月七日までに公民館へ。☎52―1711　主管＝福生フォークダンス愛好会

▼仕事を通して生き方を考える

日時＝四月二日（日）　午後七時三十分～八時　以後毎週日曜日全七回　場所＝公民館第六集会室

内容＝青年一人ひとりのつながりから生き方を考えていきます。

請師＝奥田泰弘氏（文化女子大助教授）外　申込先・お問い合わせ＝公民館へ。☎52―1711

主管＝つくしの会

スポーツ教室

▼老人健康教室

日時＝四月十三日（木）午後一時三十分～三時三十分　以後毎週木曜日（六月二十九日まで）

場所＝市民体育館　対象＝市内の高齢者　定員＝先着五十人

▼小学生バレーボール教室

日時＝四月十二日から毎週水・土曜日　水曜日は午後二時三十分～五時　土曜日は午後二時～五時（七月八日まで）　場所＝市民体育館　対象＝小学四～六年生　定員＝先着四十人

▼小学生バドミントン教室

日時＝四月十二日から毎週水・土曜日　水曜日は午後四時～五時三十分　土曜日は午後二時～五時（七月八日まで）　場所＝市民体育館　対象＝小学四～六年生　定員＝先着四十人　参加費＝シャトルコック代の一部として千円

▼中学生バドミントン教室

日時＝四月二十一日から毎週月・金曜日　午後四時～六時（七月十七日まで）　場所＝市民体育館　対象＝中学一～三年生　定員＝先着三十人　参加費＝シャトルコック代の一部として千円

申込先＝中学生バドミントン教室は四月十六日までに、その外の教室は四月九日までに市民体育館へ。☎52―5511

みんなで歌おう

▼子供コーラス

歌の大好きな子ならだれでも参加できます。

日時＝毎週土曜日午後二時～四時

場所＝公民館視聴覚室　対象＝小学四年生～中学一年生　参加費＝一か月五百円　申込先＝公民館へ。☎52―1711

▼混声コーラス

だれでも知っている歌、やさしく楽しい歌をみんなで歌ってみませんか。

日時＝毎月第二・四日曜日　午後七時～九時　場所＝公民館音楽室

申込先＝直接会場へ。お問い合わせ＝堀田幸男へ。☎52―3902

吹奏楽愛好会

第8回定期演奏会

日時＝四月十五日（土）午後六時三十分開演　会場＝市民会館大ホール　曲目＝音楽祭のプレリュード、組曲「マザーグース」より、組曲「ガイーヌ」第一　マイ・ウェイ外

※入場無料、直接会場へ。